

別表第3

種目	障害及び程度	性能等	年齢等	耐用年数	基準額(円)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上 難病で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	学齢児以上	8年	154,000
	特殊マット	下肢・体幹機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2 難病で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	3歳以上	5年	80,000
	体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上 難病で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	15,000
	入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上 難病で下肢又は体幹機能に同程度の障害のあるもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	3歳以上	5年	82,400
	移動用リフト	同程度の障害のあるもの	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	4年	200,000
	訓練いす		原則として付属のテーブルを備えたもの	3歳以上18歳未満	5年	33,100
	訓練用ベッド		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	3歳以上	8年	159,200
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	学齢児以上	5年	67,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害 難病で入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	8年	90,000
	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2、精神障害2級以上	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。スポンジ、革を主材料に製作したものか、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの。	—	3年	36,750
	特殊便器	上肢・下肢・体幹機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2 難病で同程度の障害を有し、自ら排便後の処理が困難なもの	洗浄機能付きで足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8年	151,200
	便器	上肢・下肢・体幹機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2 難病で常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く。			20,000
	T字状・棒状の杖	下肢・体幹・平衡機能障害	T字状・棒状の杖で、木製又は軽金属製であるもの。	学齢児以上	3年	3,000
	移動・移乗支援用具	下肢・体幹・平衡機能障害 下肢が不自由な難病患者	手すり、スロープ等であること。転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	8年	60,000
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。かつ以下の手帳を所持している者	室内の火災を煙(又は熱)により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	—	8年	15,500 (上限の範囲内で、複数個の給付可)
	自動消火器	身体障害 4級以上 知的障害 A、A1、A2 精神障害	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火するもの		8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、知的障害A・A1・A2、精神障害	障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	6年	41,000
	歩行時間延長信	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得る	学齢児以上	10年	7,000

	号機用小型送信機		もの。			
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 4 級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	18 歳以上	10 年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	3 歳以上	5 年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び	障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5 年	36,000
	電気式たん吸引器	難病患者であって、必要と認められる者				56,400 ネブライザーとの併用型については 70,000
	酸素ポンプ運搬車	在宅酸素療法者	障害者等が容易に使用し得るもの。	18 歳以上	10 年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	—	10 年	157,500
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5 年	9,000
	盲人用体重計					18,000
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害・肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5 年	98,800
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5 年	63,100
	点字器	視覚障害	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5 年	10,400
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。 又は ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	6 年	85,000
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚障害の重度重複者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	18 歳以上	6 年	383,500
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害 2 級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。（音声 IC タグレコーダーを含む）	学齢児以上	6 年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	学齢児以上	8 年	198,000
	盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	10 年	13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害・音声・言語機能障害であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話（回線）に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	学齢児以上	5 年	35,000

	点字図書	視覚障害	点字により作成された図書	—	—	点字図書で年間6タイトル、又は、24巻以内で、かつ、年間60,000の購入金額を限度とする。
	聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	—	4年	70,100
	情報・通信支援用具	上肢・体幹・視覚及び言語障害2級以上 難病で同程度の障がいの状態にあるもの	障害者向けのパソコン周辺機器や、アプリケーションソフト、パソコン操作に係る環境制御装置等。	学齢児以上	5年	100,000
排泄管理支援用具	蓄便袋	ぼうこう・直腸機能障害によりストーマを造設した者	—	—	半年の単位で決定する	8,600/月
	蓄尿袋	—	—	—	決定する	11,300/月
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	次のいずれかに該当する者 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	—	3歳以上	半年の単位で決定する	12,000/月
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止機能が付いているもの	18歳以上	1年	8,500
住宅改修費	居住生活動作補助用具	下肢・体幹・視覚障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者又は難病により同程度の障害を有する者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)。また、居住している住宅であること。借家の場合は家主の承諾があること。	次に掲げる居宅内の改修工事とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替 (6) その他市長が認めたもの	学齢児以上	基準額を限度に複数回改修出来るものとする。	400,000 ただし介護保険適用者は200,000